

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年5月25日(火)及び26日(水)に、新型コロナウイルス感染症の患者が30例確認されました。新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内10185～10214例目です。

本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

- 【 発 生 数 】 8市2町で、10歳未満～80代 計30人
- 【 症 状 等 の 度 合 】 中等症1(60代1人)、軽症26、症状なし3
- 【 入 院 等 の 状 況 】 入院中3、宿泊療養中12、調整中15
- 【 他 事 例 と の 関 連 】 濃厚接触者13、接触あり7、調査中10
- 【 県 外 往 来 等 ※ 】 あり2

※ 発症(無症状は検体採取日)前14日以内の県外・海外との往来  
・ 再陽性の患者はいません。

市町名／年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
大竹市						1					1
廿日市市					1	1	1	1	2		6
東広島市			1		1	1					3
安芸高田市							1				1
坂町					1						1
府中町	1	1	1	2	1	1		1			8
尾道市	1		3								4
府中市	2	1			1						4
三次市			1								1
庄原市				1							1
合計	4	2	6	3	5	4	2	2	2		30

【県民、事業者の皆様へ】

- 外出は、外出機会と時間を合わせて半分に削減(20時以降の外出は更に削減)してください。
- 事務所や事業所ごとの出勤者(勤務形態によっては執務室内の定員)を7割削減するとともに、20時以降の勤務を抑制してください。
- 県境を越える移動は、最大限自粛してください。
- 感染者やその家族、医療福祉関係者等を、絶対に誹謗・中傷・差別しないでください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。